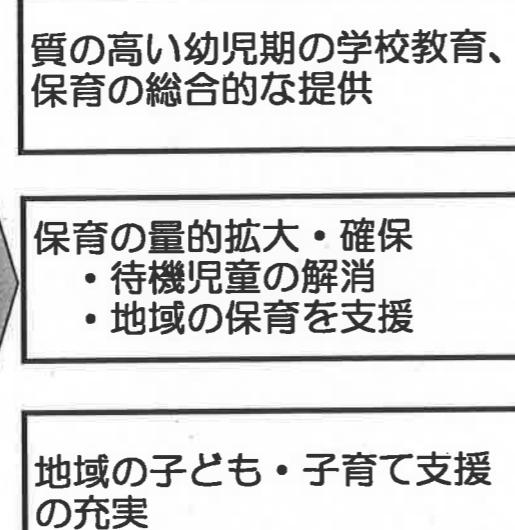


子ども・子育て支援新制度について

子育てをめぐる現状と課題

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の9割が結婚意思を持っており、希望子ど�数も2人以上
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比が低い
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カープ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分



給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

■施設型給付（都道府県認可） 認定こども園、幼稚園、保育所

※私立保育所については、現行どおり、区市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も区市町村が行う

※新制度への移行を希望しない幼稚園には私学助成を継続

■地域型保育給付（区市町村認可） 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

■児童手当

地域子ども・子育て支援事業

■利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等

■延長保育事業、病児・病後児保育事業

■放課後児童クラブ（学童クラブ）

■妊婦健診

子ども・子育て関連3法

※平成24年3月、消費税関連法案とともに国会に法案提出
民自公3党による修正協議を経て、8月に可決・成立

- ◆3法の趣旨
幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進
- ◆主なポイント
 - 認定こども園制度の改善
 - ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
 - 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
 - 地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）
 - 基礎自治体（区市町村）が実施主体
 - ・区市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - 社会全体による費用負担
 - ・消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
 - 子ども・子育て会議の設置
 - ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（区市町村等における設置は努力義務）

認定こども園制度の改善

《類型》 《設置主体》 《現行制度》

幼保連携型

国、自治体
学校法人
社会福祉法人

幼稚園 (学校)

保育所 (児童福祉施設)

- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置

《改正後》

幼保連携型認定こども園 (学校及び児童福祉施設)

- 単一施設として認可・指導監督を一本化
- 財政措置は「施設型給付」で一本化

幼稚園型

国、自治体
学校法人

幼稚園 (学校)

保育所機能

保育所型

制限なし

幼稚園機能

保育所 (児童福祉施設)

地方裁量型

制限なし

幼稚園機能

保育所機能

- 施設体系は、現行どおり
- 財政措置は「施設型給付」で一本化

※ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けず、政策的に誘導

保育に関する認可制度の改善

○現行の認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう

①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める

②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、原則認可する

○小規模保育等の地域型保育は、区市町村が認可する仕組みを導入する

※都道府県及び区市町村が認可基準の条例を制定するに際して、国が従うべき基準を示す（保育所における従うべき基準は、面積基準及び職員資格等）

保育を必要とする場合の利用手続き

◆保育の必要性の認定

- ・国が定める認定基準に基づき、区市町村が保育の必要性を認定し、認定証を交付

＜認定事由＞ 就労及び就労以外の事由（保護者の疾病・障害、産前産後、介護、求職活動等）

＜認定区分＞ 長時間利用及び短時間利用の2区分

＜優先利用＞ ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども

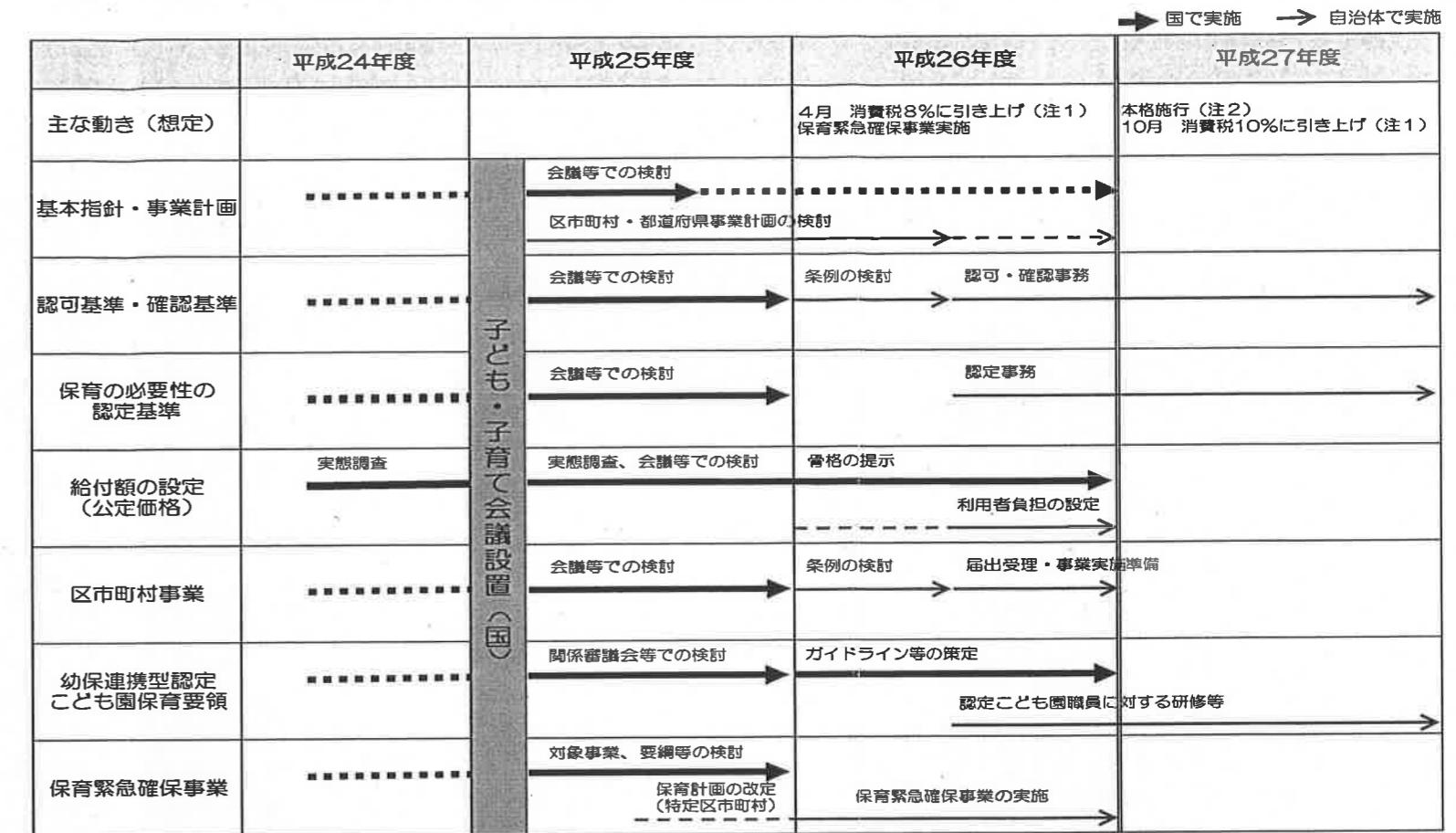
◆区市町村による入所調整

- ・保育所での保育は、区市町村が保育の実施義務を担う（現行どおり）
- ・区市町村は保育所のほか、認定こども園、家庭的保育事業等により、必要な保育を確保するための措置を講じる
- ・当面の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、区市町村が利用の調整を行う

◆利用者負担

- ・現行制度の利用者負担の水準、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める
- ・実費徴収や実費徴収以外の上乗せ徴収については、一定の要件の下で施設が定める
- ・区市町村が実施する利用者負担の軽減措置は、各自治体の判断により継続可能

本格施行までのスケジュール（27年度施行を想定）



（注1）消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。

（注2）本格施行の時期については、実際の消費税率引き上げ時期を踏まえて検討。

今後都の対応が必要と考えられる事項

◆都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定（※）

- ・次世代育成支援東京都後期行動計画（計画期間：平成22～26年度）に続く、新たな計画を策定する

◆地方版子ども・子育て会議の設置（※）

- ・上記の計画策定にあたり、関係者からの意見を聴取するために設置する

◆国への働きかけ

- ・待機児童の解消に向けた取組や認証保育所への財政支援など、大都市の実情に応じた仕組みづくりについて、引き続き国に提案要求していく

（※）平成25年度予算要求事項（現在、関係局と調整中）